

5 月 教育長 教育行政報告

令和 8 年

- 4 月 22 日（水） 公益財団法人滋賀県学校給食会令和 7 年度会計に係る会計および業務の監査
- 23 日（木） 近畿都市教育長協議会定期総会（尼崎市）
- 24 日（金） 近畿都市教育長協議会定期総会（尼崎市）
- 25 日（土） 甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員委嘱状交付式および表彰式
- 26 日（日） 瀧樹神社のケンケト踊り練習激励
- 28 日（火） 滋賀県へき地教育振興協議会第 1 回全体教育長会（WEB 会議）
- 30 日（木） 第 1 回新任校長研修
甲賀市地域学校協働活動推進委員委嘱状交付式
- 5 月 1 日（金） 油日神社の古式祭油日まつり 奴振り
部長会議
- 3 日（日） 瀧樹神社のケンケト踊り
- 7 日（木） 第 2 回学校経営等協議会
- 8 日（金） あいの土山マラソン滋賀陸協・甲賀市陸協合同打合せ会
- 11 日（月） 夢の学習より「布絵本」寄贈
第 1 回教科用図書第二採択地区代表協議会
第 1 回教科用図書第二採択地区協議会
- 12 日（火） 第 6 回甲賀市教育委員会委員協議会
- 13 日（水） 全国都市教育長協議会第 2 回常任理事会・理事会合同会議（高知市）
- 14 日（木） 第 76 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会高知大会（高知市）
- 15 日（金） 第 76 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会高知大会（高知市）
- 17 日（日） ニトリ JD リーグ第 5 節甲賀ラウンド
- 18 日（月） 第 1 回部局長経営ミーティング
第 1 回人事にかかる学校訪問（第 1 日）
第 1 回信楽中学校区学校再編準備委員会

- 5月19日（火） 第1回人事にかかる学校訪問（第2日）
- 21日（木） 滋賀県都市教育委員会連絡協議会理事会・定期総会・協議会（草津市）
- 22日（金） 近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会総会及びB & G財団及び近畿ブロックB & G海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定締結式
- 23日（土） 第93回日本プロゴルフ選手権大会センコーグループカップ
- 24日（日） S A S A Y U R I F C S H I G A 関西リーグ芦屋ユナイテッド戦
小学校運動会（多羅尾小）
ラベンダーの郷・紫香楽宮 ラベンダー祭り
- 25日（月） あいの土山マラソン主催・協賛企業訪問
- 26日（火） 第6回甲賀市教育委員会定例会

令和 8 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）報告案件について

※ 市議会報告前につき、取扱注意。

1 報告案件（教育委員会関係）

（1）令和 7 年度甲賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
教育費	小学校費	小学校特別教室空調設備整備事業	60,500 千円	60,500 千円
		信楽小学校改築事業	1,021,210 千円	1,021,210 千円
	社会教育費	図書館維持補修事業	137,100 千円	29,300 千円
計			1,218,810 千円	1,111,010 千円

議案第 59 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第16号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和8年5月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 8 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	山本 有花	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 6 0 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第17号

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和4年甲賀市教育委員会告示第2号）第5条の規定に基づき、甲賀市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年5月1日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

No.	氏 名	活動校	備考
1	山本 有花	希望ヶ丘小学校	

【参考資料】

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

（資格及び委嘱）

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- （１） 地域において社会的信望がある者
- （２） 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

議案第 6 1 号

令和 8 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

令和８年第３回甲賀市議会定例会（６月）提出議案に係る教育委員会
の意見聴取について

令和８年第３回甲賀市議会定例会（６月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 6 1 号 別紙 1

※ 市議会提案前につき、取扱注意。

令和 8 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案（教育委員会関係）

1 補正予算案件

（1）令和 8 年度甲賀市一般会計補正予算（第 1 号）

《甲賀市議会 議案第 5 7 号》

（第 1 表）歳入 34,309 千円 歳出 58,008 千円

歳入

国庫支出金	総務費国庫補助金（総務管理費国庫補助金）		6,579 千円
		地域未来交付金	6,579 千円
寄附金	教育費寄附金（社会教育費寄附金）		7,000 千円
		社会教育寄附金	7,000 千円
繰入金	教育振興基金繰入金（教育振興基金繰入金）		3,570 千円
		教育振興基金繰入金	3,570 千円
諸収入	雑入（教育費雑入）		17,160 千円
		スポーツ振興くじ助成金	17,160 千円

合計 34,309 千円

歳出

教育費	小学校費			3,570 千円
		小学校管理費	小学校施設管理運営経費	3,270 千円
		教育振興費	小学校教育振興事業	300 千円
	社会教育費			54,029 千円
		文化振興事業費	文化施設整備事業	45,000 千円
		文化財保護費	多羅尾代官陣屋環境整備事業	50 千円
			地域文化財活用事業	830 千円
			水口歴史民俗資料館運営事業	7,000 千円

			信楽焼調査事業	229 千円
			水口岡山城跡活用事業	602 千円
			紫香楽宮跡活用事業	318 千円
	保健体育費			409 千円
		保健体育総務費	スポーツ振興事業	409 千円

合計 58,008 千円

議案第 6 2 号

甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について

甲賀市附属機関設置条例（平成２５年１２月１８日甲賀市条例第３５号）第２条第２項の規定に基づき、甲賀市教育行政評価委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市教育行政評価委員会委員

(任期：令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで)

	氏 名	委 員 の 構 成	備 考
1	北川 昌美	教育関係者	再任
2	黒川 昌明	教育関係者	再任
3	奥嶋 たみ子	その他教育委員会が適当と認める者	再任
4	神山 裕史	その他教育委員会が適当と認める者	再任
5	喜多 直子	その他教育委員会が適当と認める者	新任

【参考資料】

甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

別表(第2条関係)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市教育 行政評価委 員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人 以内	2年

議案第 6 3 号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則（令和２年教育委員会規則第９号）第７条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和８年８月１日から令和１０年３月３１日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	岡村 貴子	油日小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 6 4 号

甲賀市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市社会教育委員の委嘱について

甲賀市社会教育委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市社会教育委員条例（平成16年甲賀市条例第198号）第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市社会教育委員

(任期：令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	西村 忠三	学校教育及び社会教育の関係者	学校教育の関係者 再任
2	岡村 貴子	学校教育及び社会教育の関係者	社会教育の関係者 再任
3	辻 由美子	学校教育及び社会教育の関係者	学校教育の関係者 再任
4	石田 みち代	学校教育及び社会教育の関係者	社会教育の関係者 再任
5	古賀 和幸	学校教育及び社会教育の関係者	社会教育の関係者 再任
6	木村 かおる	学校教育及び社会教育の関係者	学校教育の関係者 再任
7	東 紀子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	家庭教育推進実践者 再任
8	松本 良昭	学校教育及び社会教育の関係者	学校教育の関係者 再任
9	福井 里江子	学校教育及び社会教育の関係者	社会教育の関係者 再任
1 0	奥村 仁史	学校教育及び社会教育の関係者	学校教育の関係者 新規
1 1	岩永 信也	学校教育及び社会教育の関係者	社会教育の関係者 新規
1 2	平井 信生	学校教育及び社会教育の関係者	学校教育の関係者 新規
1 3	武村 聖子	学校教育及び社会教育の関係者	学校教育の関係者 新規

【参考資料】

甲賀市社会教育委員条例

(組織)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

議案第 65 号

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

甲賀市スポーツ推進委員規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第47号）第2条の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 6 5 号別紙

甲賀市スポーツ推進委員

(任期：令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	西川 麻由美	地域の代表	水口地域

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参考)

スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

議案第 6 6 号

甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則（平成16年教育委員会規則第28号）第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 66 号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

解嘱日：令和 8 年 5 月 31 日

	氏名	委員の構成	備考
1	藤村 一行	区及び自治会長の推薦	水口第 1 区
2	神野 光恵	区及び自治会長の推薦	水口第 3 区
3	吉村 隆悟	区及び自治会長の推薦	水口第 8 区
4	丸山 秀雄	区及び自治会長の推薦	南区
5	福田 知一郎	区及び自治会長の推薦	水口第 10 区
6	新道 忠資	区及び自治会長の推薦	水口第 12 区
7	田代 悠	区及び自治会長の推薦	水口第 13 区
8	吉川 徹	区及び自治会長の推薦	水口第 14 区
9	山際 雅樹	区及び自治会長の推薦	水口第 15 区
10	服部 昭	区及び自治会長の推薦	水口第 16 区
11	田村 崇	区及び自治会長の推薦	水口第 16 区
12	野崎 悟志	区及び自治会長の推薦	水口第 17 区
13	井上 正	区及び自治会長の推薦	城南区
14	北村 正之	区及び自治会長の推薦	水口第 18 区
15	本坊 正博	区及び自治会長の推薦	水口第 18 区
16	武本 憲彦	区及び自治会長の推薦	水口第 19 区
17	木戸 伸雄	区及び自治会長の推薦	水口第 20 区
18	平元 一夫	区及び自治会長の推薦	水口第 22 区
19	平井 浩司	区及び自治会長の推薦	東名坂区
20	高橋 直樹	区及び自治会長の推薦	東名坂区
21	栗原 尚志	区及び自治会長の推薦	名坂堂山区

22	小松 正人	区及び自治会長の推薦	名坂堂山区
23	横川 正己	区及び自治会長の推薦	古城が丘区
24	森 敏幸	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
25	脇畑 武志	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
26	松本 章人	区及び自治会長の推薦	松尾区
27	藤井 律	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
28	山本 道治	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
29	森松 幸則	区及び自治会長の推薦	岡の郷区
30	外山 信之	区及び自治会長の推薦	水口松尾台区
31	西浦 成夫	区及び自治会長の推薦	中畑区
32	吉倉 義行	区及び自治会長の推薦	城が丘区
33	小松 康弘	区及び自治会長の推薦	城が丘区
34	山本 茂樹	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
35	菅沼 のり代	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
36	富田 之弘	区及び自治会長の推薦	巖峨区
37	中島 康雄	区及び自治会長の推薦	和野区
38	吉田 晃夫	区及び自治会長の推薦	春日区
39	西田 政浩	区及び自治会長の推薦	春日区
40	山澤 広和	区及び自治会長の推薦	山区
41	小林 保	区及び自治会長の推薦	山区
42	戸崎 裕道	区及び自治会長の推薦	広野台東区
43	大坂 健一	区及び自治会長の推薦	広野台東区
44	林 康夫	区及び自治会長の推薦	広野台西区
45	小泉 光浩	区及び自治会長の推薦	広野台西区
46	藤川 五木	区及び自治会長の推薦	第三水口台区
47	吉田 正広	区及び自治会長の推薦	菅谷区
48	藤木 久夫	区及び自治会長の推薦	菅谷区
49	田代 勉	区及び自治会長の推薦	泉区
50	田中 栄吾	区及び自治会長の推薦	北脇区

51	谷本 裕司	区及び自治会長の推薦	山手区
52	多賀 吉治	区及び自治会長の推薦	大法寺区
53	簗 敬治	区及び自治会長の推薦	大法寺区
54	三添 孝子	区及び自治会長の推薦	虫生野区
55	横山 貴士	区及び自治会長の推薦	虫生野区
56	鵜飼 清治	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
57	山崎 悟	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
58	庄司 征一	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
59	西川 石雄	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
60	丸山 義広	区及び自治会長の推薦	貴生川第3区
61	相武 政直	区及び自治会長の推薦	西内貴区
62	奥野 茂	区及び自治会長の推薦	岩坂区
63	福澤 清雄	区及び自治会長の推薦	高山区
64	福本 春男	区及び自治会長の推薦	三大寺区
65	福本 誠史	区及び自治会長の推薦	三大寺区
66	田代 喜代司	区及び自治会長の推薦	三大寺区
67	廣岡 隆之	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
68	吉田 靖史	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
69	中面 大造	区及び自治会長の推薦	三本柳区
70	木下 勉	区及び自治会長の推薦	牛飼区
71	山田 耕作	区及び自治会長の推薦	牛飼区
72	山口 利久	区及び自治会長の推薦	本丸自治会
73	森田 慎悟	区及び自治会長の推薦	あやの中央自治会
74	馬場 稔	区及び自治会長の推薦	秋葉北自治会
75	南 大介	区及び自治会長の推薦	車谷自治会
76	杉本 諭	区及び自治会長の推薦	黒滝区
77	安村 勝	区及び自治会長の推薦	上の平区
78	中森 豊和	区及び自治会長の推薦	猪鼻区
79	林口 富雄	区及び自治会長の推薦	山中区

80	澤田 武文	区及び自治会長の推薦	笹路区
81	土山 定信	区及び自治会長の推薦	山女原区
82	山際 忠男	区及び自治会長の推薦	南西区
83	立岡 比呂之	区及び自治会長の推薦	北東区
84	中田 雅之	区及び自治会長の推薦	北芝区
85	愛川 保博	区及び自治会長の推薦	北芝区
86	立岡 洋祐	区及び自治会長の推薦	北中区
87	三日月 善行	区及び自治会長の推薦	北西区
88	服部 幸生	区及び自治会長の推薦	平子区
89	福井 喜伸	区及び自治会長の推薦	東瀬音区
90	岡室 重久	区及び自治会長の推薦	野上野区
91	高橋 良雄	区及び自治会長の推薦	大澤区
92	前田 三嗣	区及び自治会長の推薦	頓宮区
93	中村 善一	区及び自治会長の推薦	市場区
94	中村 たけ志	区及び自治会長の推薦	徳原区
95	井上 雅之	区及び自治会長の推薦	三軒家区
96	柚口 秀夫	区及び自治会長の推薦	片山区
97	徳田 耕治	区及び自治会長の推薦	今宿区
98	中邨 達弘	区及び自治会長の推薦	里区
99	柚口 修	区及び自治会長の推薦	布引自治会
100	河野 浩之	区及び自治会長の推薦	緑ヶ丘1・2自治会
101	奥村 秀雄	区及び自治会長の推薦	櫟野区
102	森田 亨	区及び自治会長の推薦	大原上田区
103	田中 伸治	区及び自治会長の推薦	鳥居野区
104	奥村 智	区及び自治会長の推薦	鳥居野区
105	清水 知己	区及び自治会長の推薦	相模区
106	杉本 伊智子	区及び自治会長の推薦	相模区
107	本郷 嘉行	区及び自治会長の推薦	大原市場区
108	瀬古 隆浩	区及び自治会長の推薦	高野区

109	望田 清	区及び自治会長の推薦	上野区
110	藤本 薫	区及び自治会長の推薦	鹿深台区
111	藪 育子	区及び自治会長の推薦	滝区
112	清水 豊	区及び自治会長の推薦	高嶺区
113	藤橋 利和	区及び自治会長の推薦	神保区
114	西山 治	区及び自治会長の推薦	隠岐区
115	川嶋 芳雄	区及び自治会長の推薦	岩室区
116	西川 佐一郎	区及び自治会長の推薦	岩室区
117	神山 博幸	区及び自治会長の推薦	寺庄区
118	上野 耕一郎	区及び自治会長の推薦	寺庄区
119	中西 秀樹	区及び自治会長の推薦	寺庄区
120	松本 貴博	区及び自治会長の推薦	稗谷区
121	奥 俊幸	区及び自治会長の推薦	磯尾区
122	橘 三左雄	区及び自治会長の推薦	竜法師区
123	中谷 喜美子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
124	中谷 久美子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
125	森島 武裕	区及び自治会長の推薦	野田区
126	森島 篤史	区及び自治会長の推薦	野田区
127	橋本 勇紀	区及び自治会長の推薦	野田区
128	神山 八郎	区及び自治会長の推薦	杉谷区
129	小谷 忠利	区及び自治会長の推薦	塩野区
130	井澤 信行	区及び自治会長の推薦	柑子区
131	辻 喜代司	区及び自治会長の推薦	柑子区
132	山川 清治	区及び自治会長の推薦	下馬杉区
133	松永 知久	区及び自治会長の推薦	ニューポリス区
134	黄瀬 重義	区及び自治会長の推薦	宮町区
135	福山 繁八	区及び自治会長の推薦	黄瀬区
136	安田 浅明	区及び自治会長の推薦	黄瀬区

【参考資料】

甲賀市人権・同和教育推進員規則

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、各区及び自治会長の推薦に基づき教育委員会が行う。

議案第 6 7 号

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則（平成16年教育委員会規則第28号）第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 6 7 号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	神門 浩	区及び自治会長の推薦	水口第 1 区
2	谷 寄 真也	区及び自治会長の推薦	水口第 3 区
3	青木 良明	区及び自治会長の推薦	水口第 8 区
4	島田 正美	区及び自治会長の推薦	南区
5	田中 貴士	区及び自治会長の推薦	水口第 1 0 区
6	中西 理一	区及び自治会長の推薦	水口第 1 2 区
7	山澤 暢夫	区及び自治会長の推薦	水口第 1 3 区
8	青木 渉	区及び自治会長の推薦	水口第 1 4 区
9	中村 昌弘	区及び自治会長の推薦	水口第 1 5 区
10	中井 晃弘	区及び自治会長の推薦	水口第 1 6 区
11	藤村 渡	区及び自治会長の推薦	水口第 1 6 区
12	藤村 貞夫	区及び自治会長の推薦	水口第 1 7 区
13	田坪 猛	区及び自治会長の推薦	城南区
14	守岡 健雄	区及び自治会長の推薦	水口第 1 8 区
15	上田 浩大	区及び自治会長の推薦	水口第 1 8 区
16	伊藤 雅英	区及び自治会長の推薦	水口第 1 9 区
17	木村 喜代司	区及び自治会長の推薦	水口第 2 0 区
18	藪下 利男	区及び自治会長の推薦	水口第 2 2 区
19	池本 節昭	区及び自治会長の推薦	東名坂区
20	加藤 徹	区及び自治会長の推薦	東名坂区
21	中島 幹夫	区及び自治会長の推薦	名坂堂山区
22	辻井 敏継	区及び自治会長の推薦	名坂堂山区

23	二宮 勤	区及び自治会長の推薦	古城が丘区
24	武崎 勝也	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
25	北條 覚	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
26	安達 政之	区及び自治会長の推薦	松尾区
27	津田 武夫	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
28	村木 信雄	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
29	浜端 光則	区及び自治会長の推薦	岡の郷区
30	酒井 忠市	区及び自治会長の推薦	水口松尾台区
31	西浦 忠之	区及び自治会長の推薦	中畑区
32	中島 芳男	区及び自治会長の推薦	城が丘区
33	岸本 正己	区及び自治会長の推薦	城が丘区
34	柳沼 佐千子	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
35	池田 浩美	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
36	松本 幸一	区及び自治会長の推薦	巖峨区
37	藤井 欽一	区及び自治会長の推薦	和野区
38	安井 計	区及び自治会長の推薦	春日区
39	平林 渡	区及び自治会長の推薦	春日区
40	中島 保浩	区及び自治会長の推薦	山区
41	田中 竹司	区及び自治会長の推薦	山区
42	今江 廣光	区及び自治会長の推薦	広野台東区
43	美濃部 良昌	区及び自治会長の推薦	広野台東区
44	大野 武寛	区及び自治会長の推薦	広野台西区
45	樽井 潤一	区及び自治会長の推薦	広野台西区
46	小牧 孝志	区及び自治会長の推薦	桜ヶ丘区
47	黒田 和男	区及び自治会長の推薦	第三水口台区
48	前田 義信	区及び自治会長の推薦	菅谷区
49	伴 和則	区及び自治会長の推薦	菅谷区
50	山本 信次	区及び自治会長の推薦	泉区
51	辻 雅浩	区及び自治会長の推薦	北脇区

52	笹岡 志津男	区及び自治会長の推薦	山手区
53	吉田 浩信	区及び自治会長の推薦	大法寺区
54	三笥 邦雄	区及び自治会長の推薦	大法寺区
55	圖司 有良	区及び自治会長の推薦	大法寺区
56	佐治 武	区及び自治会長の推薦	虫生野区
57	今村 茂代	区及び自治会長の推薦	虫生野区
58	黒田 耕史	区及び自治会長の推薦	虫生野区
59	大野 結治	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
60	福本 雅樹	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
61	福西 優也	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
62	大平 智史	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
63	島林 正人	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
64	木内 直美	区及び自治会長の推薦	貴生川第3区
65	若村 昌夫	区及び自治会長の推薦	西内貴区
66	奥村 仁史	区及び自治会長の推薦	岩坂区
67	門坂 尚子	区及び自治会長の推薦	高山区
68	谷村 義二	区及び自治会長の推薦	三大寺区
69	岡村 修三	区及び自治会長の推薦	三大寺区
70	福本 三朗	区及び自治会長の推薦	三大寺区
71	土川 のぞみ	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
72	中瀬 アキ	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
73	樋口 明久	区及び自治会長の推薦	三本柳区
74	倉田 保	区及び自治会長の推薦	牛飼区
75	樋口 忠夫	区及び自治会長の推薦	牛飼区
76	中西 みさ子	区及び自治会長の推薦	本丸自治会
77	清水 佳孝	区及び自治会長の推薦	あやの中央自治会
78	馬場 孝治	区及び自治会長の推薦	あやの中央自治会
79	馬場 直樹	区及び自治会長の推薦	秋葉北自治会
80	井上 昇	区及び自治会長の推薦	車谷自治会

81	杉本 薫	区及び自治会長の推薦	黒滝区
82	安村 勝	区及び自治会長の推薦	上の平区
83	青木 博明	区及び自治会長の推薦	猪鼻区
84	小林 政春	区及び自治会長の推薦	山中区
85	土山 春男	区及び自治会長の推薦	笹路区
86	丸田 順登	区及び自治会長の推薦	山女原区
87	木村 弘幸	区及び自治会長の推薦	南西区
88	立岡 万利夫	区及び自治会長の推薦	北東区
89	森田 一雄	区及び自治会長の推薦	北芝区
90	中沼 孝博	区及び自治会長の推薦	北芝区
91	大林 義宣	区及び自治会長の推薦	北中区
92	三寄 英人	区及び自治会長の推薦	北中区
93	吉田 伊佐男	区及び自治会長の推薦	北西区
94	玉井 正	区及び自治会長の推薦	平子区
95	加藤 則夫	区及び自治会長の推薦	東瀬音区
96	吉倉 康規	区及び自治会長の推薦	野上野区
97	藤本 真澄	区及び自治会長の推薦	大澤区
98	津島 正嗣	区及び自治会長の推薦	頓宮区
99	前野 久徳	区及び自治会長の推薦	市場区
100	市井 康統	区及び自治会長の推薦	徳原区
101	鍵井 直明	区及び自治会長の推薦	三軒家区
102	市井 敬志	区及び自治会長の推薦	片山区
103	三好 寿浩	区及び自治会長の推薦	今宿区
104	木田 一志	区及び自治会長の推薦	里区
105	中谷 成一	区及び自治会長の推薦	布引自治会
106	山本 真大	区及び自治会長の推薦	緑ヶ丘1・2自治会
107	大原 卓己	区及び自治会長の推薦	櫟野区
108	尾崎 穰	区及び自治会長の推薦	大原上田区
109	村長 宣亮	区及び自治会長の推薦	鳥居野区

110	野村 直之	区及び自治会長の推薦	相模区
111	平井 吉秀	区及び自治会長の推薦	大原市場区
112	奥山 ルリ子	区及び自治会長の推薦	高野区
113	瀬古 和孝	区及び自治会長の推薦	上野区
114	石川 良子	区及び自治会長の推薦	鹿深台区
115	掛田 淳子	区及び自治会長の推薦	滝区
116	荒川 貴司	区及び自治会長の推薦	高嶺区
117	森地 志夫	区及び自治会長の推薦	神保区
118	堀井 渉	区及び自治会長の推薦	隠岐区
119	吹上 有子	区及び自治会長の推薦	隠岐区
120	西出 幸司	区及び自治会長の推薦	岩室区
121	西川 大	区及び自治会長の推薦	岩室区
122	長町 房子	区及び自治会長の推薦	寺庄区
123	増田 寿樹	区及び自治会長の推薦	寺庄区
124	藤原 勝	区及び自治会長の推薦	寺庄区
125	山際 恵資	区及び自治会長の推薦	稗谷区
126	森 浩彰	区及び自治会長の推薦	磯尾区
127	岡根 金次	区及び自治会長の推薦	竜法師区
128	岩瀬 柳子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
129	岡根 由美子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
130	田中 正昭	区及び自治会長の推薦	野田区
131	倉橋 亮	区及び自治会長の推薦	野田区
132	竹若 茂國	区及び自治会長の推薦	野田区
133	高橋 大輔	区及び自治会長の推薦	杉谷区
134	山中 長夫	区及び自治会長の推薦	塩野区
135	岡崎 昇	区及び自治会長の推薦	柑子区
136	山川 康秀	区及び自治会長の推薦	下馬杉区
137	芝田 信人	区及び自治会長の推薦	ニューポリス区
138	黄瀬 公恵	区及び自治会長の推薦	宮町区

139	福山 良則	区及び自治会長の推薦	黄瀬区
140	寺田 伊平	区及び自治会長の推薦	黄瀬区
141	滝井 康雄	区及び自治会長の推薦	勅旨区
142	高井 章裕	区及び自治会長の推薦	勅旨区

【参考資料】

甲賀市人権・同和教育推進員規則

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、各区及び自治会長の推薦に基づき教育委員会が行う。

議案第 68 号

甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱

甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱（令和 7 年教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「一般財団法人甲賀市スポーツ協会」を「公益財団法人甲賀市スポーツ事業団」に改める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱

甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱（令和 7 年甲賀市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
（組織） 第 3 条 （略） 2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。 （1） <u>公益財団法人甲賀市スポーツ事業団</u> （2）～（9） （略） <u>付 則</u> <u>この告示は、告示の日から施行する。</u>	（組織） 第 3 条 （略） 2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。 （1） <u>一般財団法人甲賀市スポーツ協会</u> （2）～（9） （略）

議案第 69 号

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱の一部を改正する要綱

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱（令和２年甲賀市教育委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「委員長が指名する委員を部会長とし、委員長と部会長から推薦を受け、教育委員会が依頼した調査員をもって組織する」を「委員会の承認を受け教育委員会が依頼した調査員をもって組織する」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 専門部会に部会長を置き、調査員の互選によりこれを定める。

付 則

この告示は、令和８年６月１日から施行する。

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱の一部を改正する要綱

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱（令和２年甲賀市教育委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
（専門部会） 第７条 （略） ２ 専門部会は、<u>委員会の承認を受け教育委員会が依頼した調査員をもって組織する</u>。 ３ <u>専門部会に部会長を置き、調査員の互選によりこれを定める。</u> 付 則 （施行期日） １ <u>この告示は、令和８年６月１日から施行する。</u>	（専門部会） 第７条 （略） ２ 専門部会は、<u>委員長が指名する委員を部会長とし、委員長と部会長から推薦を受け、教育委員会が依頼した調査員をもって組織する。</u>